曽於南部 土地改良区だより

第19号
令和8年9月



伊﨑田ファームポンドからの眺望

主な記事

・理事長あいさつ ・・・・・・・・・・・・・・P２
・第22回総代会で表彰・・・・・・・・・・・・P３
・役員の補欠選任 ・・・・・・・・・・・・・・P３
・定款・規約・諸規程の改正 ・・・・・・・・P４
・令和６年度決算、令和８年度予算 ・・・・P５
・畑かんの使用について ・・・・・・・・・・P６・７
・おじゃまします総集編 ・・・・・・・・・・P８・９
・給水栓等の破損事故について ・・・・・・P10

〈発行〉
曽於南部土地改良区
〒899-8313
鹿児島県曽於郡大崎町野方6482-7
TEL：099－471－0171
FAX：099－471－0172

https://soonanbu-lid.site.kagoshima.jp/

ごあいさつ

曽於南部土地改良区理事長（大崎町長）　中　野　伸　一



組合員の皆様におかれましては、平素より曽於南部土地改良区の運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

このたび、令和８年３月末日をもちまして退任されました東靖弘前理事長の後任として、本年４月より曽於南部土地改良区理事長に就任いたしました。

その責任の重大さを痛感しつつ、地域農業の振興と土地改良区の健全な運営・発展のため、誠心誠意、職責を全うしてまいる所存でございます。

令和８年熊本地震並びに日本各地で発生しました豪雨災害により、被災されました皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

また、これらの災害により尊い命を失われた方々に対しまして、謹んで哀悼の意を表しますとともに、ご遺族の皆様に心よりお悔やみ申し上げます。

併せまして、被災された地域の一日も早い復旧・復興と、被災された皆様の平穏な日々が一日も早く取り戻されますことを、心よりお祈り申し上げます。

さて、今日の農業・農村を取り巻く情勢は、農業従事者の高齢化や担い手不足の進行に加え、異常気象の常態化や頻発する自然災害、さらには燃油・肥料・資機材価格の高騰など、かつてないほど厳しい局面を迎えております。また、輸入農産物との競争激化や農産物価格の低迷など、農業経営を取り巻く環境は依然として厳しく、農業の持続的な発展と地域農業の維持・継承は極めて重要な課題となっております。

このような情勢の中、国においては、「食料・農業・農村基本計画」に基づき、食料安全保障の確立と農業の持続的な発展に向けた各種施策が推進されております。その柱となる農業構造転換対策では、農地の大区画化やスマート農業の導入、共同利用施設の再編・合理化など、生産基盤の強化と生産性向上に向けた取組が進められております。また、これらの施策を着実に推進するため、農業農村整備事業関係予算として、令和８年度当初予算と令和７年度補正予算を合わせ、総額６，９４２億円が確保されたところであります。

本土地改良区におきましても、こうした国の施策を踏まえ、農業水利施設をはじめとする土地改良施設の適切な維持管理に万全を期するとともに、畑地かんがい施設の有効活用を推進し、生産性の向上と農業所得の確保に努めてまいります。また、地域農業を支える基盤づくりを着実に進めることにより、我が国有数の食料供給基地としての本地域の役割を果たし、将来にわたり持続可能な農業の実現に貢献してまいる所存でございます。

また、平成19年４月から稼働しております輝北ダム発電所につきましては、稼働から約20年を迎え、設備更新の時期となりました。本年度より本格的な更新事業に着手いたしますが、総事業費は４億円を超える見込みであります。一方で、更新後は固定価格買取制度（FIT）による安定した売電収入が期待されており、この収益は土地改良施設の維持管理費の軽減はもとより、土地改良区の安定した運営基盤の確立にも大きく寄与するものと考えております。

今後とも、役職員が一丸となり、組合員の皆様の負託に応えるべく、公平・公正な土地改良区運営に努めるとともに、農業生産基盤の充実と地域農業の発展に全力で取り組んでまいりますので、皆様方のなお一層のご理解とご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本年度「曽於南部土地改良区だより」の発行に当たり、組合員並びに関係各位のますますのご健勝とご繁栄をご祈念申し上げ、ごあいさつといたします。

●第22回総代会が開催されました●

令和８年３月30日、曽於南部土地改良区中央管理所において第22回総代会が開催されました。
全議案について出席総代、書面議決総代全員の賛成を得て可決されました。

～議案～

議案第１号　令和６年度事業報告及び一般会計・特別会計収支決算並びに財産目録について
議案第２号　土地改良法改正に伴う諸規程の改正について（定款・総代選挙規程・役員選任規程・規約）
承認第１号　曽於南部土地改良区会計細則の一部を改正する細則の制定について
議案第３号　曽於南部土地改良区発電事業積立金計画について
議案第４号　令和７年度一般会計補正予算（第５号）について
議案第５号　令和７年度特別会計（小水力発電事業）補正予算（第１号）について
議案第６号　令和８年度事業計画について
議案第７号　令和８年度賦課基準並びに徴収方法について
議案第８号　令和８年度役員報酬及び費用弁償について
議案第９号　令和８年度一般会計・特別会計収支予算について
議案第10号　輝北ダム発電所更新工事に係る債務負担行為の設定について
議案第11号　令和８年度日本政策金融公庫資金の借入額及び償還方法について
議案第12号　令和８年度一時借入金の最高限度及び借入方法並びに余裕金預入先の決定について
議案第13号　曽於南部土地改良区役員の補欠選任について





●第22回総代会で２名の方々が表彰されました●

東靖弘さんと福留文雄さんに、感謝の意を込め感謝状と記念品が贈呈されました。

東靖弘さんにおかれましては、土地改良区設立以前から大崎町長として、曽於南部地区畑地かんがい事業に携わられ、事業推進と土地改良区の運営にご尽力されました。

福留文雄さんにおかれましては、平成17年度土地改良区設立当初から総代に就任（５期）され、永きにわたり、事業の推進と土地改良区の発展に寄与されました。



（前列中央：東前理事長）
（前列右から３番目：福留前総代）

●第22回総代会で役員の補欠選任を行いました●

令和８年３月31日付けをもって役員を辞任する旨の届け出が２名の役員から提出され、欠員が生じることになりました。欠員に伴う、補欠選任議案が第22回総代会において提出され、新役員２名が承認されました。

●新役員●

役職名	氏　名	地　区
理事長	中　野　伸　一	員　外
理　事	髙　田　享　浩	大　崎



（総代による投票の様子）

●定款・規約・規程等の改正●

名　称	内　容	目　的
定　款	・字句の修正及び追加並びに新設 第１条（目的） 第15条（議決方法の特例等） 第37条（基本財産） 第38条（財産の分配の制限） 第39条（残余財産の帰属者） ・参照条項の改正 第18条（役員の定数） 第36条（賦課金以外の徴収金についての過怠金） ・字句の削除 第41条（電磁的方法） ・第40 ～ 42条は条の繰下げ	・土地改良法改正を踏まえた改正 ・【第37条・第38条・第39条】土地改良施設の老朽化及び自然災害の激甚化並びに頻発化に対応するため、更新積立を基本財産とし、土地改良区の基盤強化を図るため
総代選挙規程	・第１条（総代の被選挙権）「禁固」を「拘禁」に改める ・第２条（選挙区等）第４項の削除	・刑法改正による ・総代定数の特例措置を削除し、適正な定数とするため
役員選任規程	・第１条（役員の被選任）「禁固」を「拘禁」に改める ・第２条（役員の選任）員内・員外役員の選任方法の改正	・刑法改正による ・理事・監事それぞれの選任方法を規定し、且つ、員内・員外の選任方法を明確にするため
規　約	・字句の修正及び削除並びに新設 第18条（理事会）　理事会開催時の場所及び会議の方法の追記 第21条（理事会の議事録）議事録の記載方法の追記 第34条（総計予算主義の原則） 第49条（基本財産の種類） 第50条（基本財産積立金の積立） 第57条（電磁的方法）	・土地改良法改正を踏まえた改正 ・【第49条・第50条】施設の更新積立を基本財産とし、更新積立に関する規程の承認と積立額の規定
就業規則	・定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間及び休暇等の追記 ・別表第１- １（第48条関係）を追加	・定年前再任用短時間勤務職員の任用にあたり関連する条項の追記及び参照条項の改正
職員の定年等に関する規程	・第４条（定年による退職の特例）の追記 ・第12条（定年前再任用短時間勤務職員の任用）の字句の修正	・特例手続きの規定 ・適正な用語への修正
年齢60年以上退職者の定年前再任用に関する規程	新　設	・年齢60年以上の退職者の定年前再任用をするにあたり必要な規程の整備
年齢60年に達する職員に対する情報の提供及び勤務の意思の確認に関する規程	新　設	・年齢60年に達する職員に対し任用及び給与等に関する情報の提供並びに勤務の意思の確認に関し必要な規程の整備
定年退職者等の暫定再任用に関する規程	新　設	・定年退職者等の暫定再任用職員を任用するにあたり必要な規程の整備
職員の暫定再任用に関する規程	新　設	・職員の暫定再任用に関し必要な規程の整備
職員給与規程	・期末手当・勤勉手当・給料表等の改定 ・定年前再任用短時間勤務職員の給料月額及び時間外手当等の追記	・人事院の給与改定に関する勧告を踏まえた改正 ・定年前再任用短時間勤務職員の任用にあたり関連する条項の追加及び改正
会計細則	・第57条（固定資産の範囲）の 基本財産に「土地改良施設更新積立金」を追記 ・特定資産の「施設更新積立資産」の削除 ・第９条関係別表第１の改正	・土地改良施設の老朽化及び自然災害の激甚化並びに頻発化に対応するため、更新積立を基本財産とし、土地改良区の基盤強化を図るため ・土地改良施設更新積立金を追記したことによる別表第１の項及び説明の追記並びに削除
賦課金返還金支払規程	新　設	・賦課金に係る過誤納金のうち、還付不能額について、返還金を支払うことにより土地改良区の公正な運用を期するため
利水調整規程	配水計画	・令和８年度の配水計画の承認

●財務状況の公表●

● 令和６年度収支決算 ●

＜一般会計＞

収　　入　　支　　出　　(単位：円)

科　目	決算額	科　目	決算額
1 土地改良事業収入	97,594,762	1 土地改良事業費支出	139,263,860
2 附帯事業収入	59,433	2 一般管理費支出	26,880,586
3 基本財産運用収入	0	3 土地改良事業負担金支出	190,113
4 特定資産運用収入	10,313	4 借入金返済支出	13,812,136
5 補助金等収入	68,280,000	5 支払利息	25,834
6 交付金収入	18,000,000	6 固定資産取得支出	1,287,000
7 業務受託料収入	6,122,600	7 補償金預り金支出	0
8 雑収入	373,071	8 出資金取得支出	8
9 借入金収入	0	9 基本財産積立支出	0
10 基本財産取崩収入	0	10 特定資産積立支出	13,725,699
11 特定資産取崩収入	4,424,000	11 雑支出	0
12 固定資産売却収入	0	12 他会計繰出額	0
13 出資金返還収入	0	13 繰越金	2,391,570
14 補償金預り金収入	0	14 予備費	0
15 他会計繰入金	895,485		
16 繰越金	1,817,142		
計	197,576,806	計	197,576,806

＜特別会計（小水力発電事業）＞

収　　入　　支　　出　　(単位：円)

科　目	決算額	科　目	決算額
1 発電事業収入	56,836,256	1 発電事業費	20,178,761
2 特定資産運用収入	4,160	2 一般管理費支出	5,226,430
3 雑収入	11,260	3 支払利息	0
4 特定資産取崩収入	1,375,000	4 固定資産取得支出	0
5 固定資産売却収入	0	5 特定資産積立支出	31,926,000
6 他会計繰入金	0	6 国庫納付金支出	0
7 繰越金	0	7 他会計繰出額	895,485
		8 繰越金	0
		9 予備費	0
計	58,226,676	計	58,226,676

● 令和８年度収支予算 ●

＜一般会計＞

収　　入　　支　　出　　(単位：円)

科　目	予算額	科　目	予算額
1 土地改良事業収入	92,160,000	1 土地改良事業費支出	143,952,000
2 附帯事業収入	59,000	2 一般管理費支出	44,093,000
3 基本財産運用収入	1,000	3 土地改良事業負担金支出	1,411,000
4 特定資産運用収入	353,000	4 借入金返済支出	6,421,000
5 補助金等収入	67,041,000	5 支払利息	48,000
6 交付金収入	7,200,000	6 固定資産取得支出	1,267,000
7 業務受託料収入	9,345,000	7 出資金取得支出	1,000
8 雑収入	54,000	8 補償金預り金支出	1,000
9 借入金収入	1,000	9 基本財産積立支出	3,000
10 基本財産取崩収入	3,000	10 特定資産積立支出	2,625,000
11 特定資産取崩収入	23,281,000	11 雑支出	420,000
12 固定資産売却収入	3,000	12 他会計繰出額	1,000
13 出資金返還収入	1,000	13 繰越金	1,000
14 補償金預り金収入	1,000	14 予備費	60,000
15 他会計繰入金	1,000		
16 繰越金	800,000		
計	200,304,000	計	200,304,000

＜特別会計（小水力発電事業）＞

収　　入　　支　　出　　(単位：円)

科　目	予算額	科　目	予算額
1 発電事業収入	50,000,000	1 発電事業費	17,640,000
2 特定資産運用収入	223,000	2 一般管理費支出	2,101,000
3 補助金等収入	79,570,000	3 支払利息	17,000
3 雑収入	2,000	4 固定資産取得支出	2,000
4 特定資産取崩収入	91,675,000	5 土地改良施設建設仮勘定取得支出	172,672,000
5 固定資産売却収入	1,000	6 特定資産積立支出	29,035,000
6 他会計繰入金	1,000	7 国庫納付金支出	1,000
7 繰越金	1,000	8 他会計繰出額	1,000
		9 繰越金	1,000
		10 予備費	3,000
計	221,473,000	計	221,473,000



干ばつから野菜を守る！

畑かんを使ってみませんか？



普通畑の場合、年間の水使用料金は **10ａあたり3,600円（使用量に関係なく）**

●散水器具を貸し出しています。

10aあたりの散水器具貸出例

作物名	散水器具	日単価
かぼちゃ 生姜	30番スプリンクラー ２本セット	約720円
ごぼう ネギ	噴射ホース１本セット	約800円
甘藷	レインガン１台セット	約560円

詳しくは曽於南部土地改良区ホームページもしくは右の二次元コードに掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

※散水器具の貸出数量、日数によって金額が変わります。
※貸出状況によっては必要な散水器具が無い場合がございます。


30番スプリンクラー


噴射ホース


レインガン

●申請書の提出をお願いします●



水利用の開始、変更、休止には申請が必要です。

◎水利用を開始するとき（給水開始申請書）

・水を利用されるときは、必ず申請をおこなってください。
・申請後、ハンドルをお渡しし、給水栓のところに水利用看板を設置いたします。

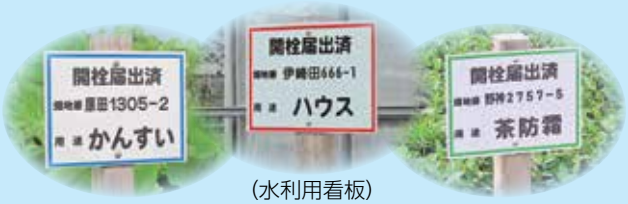

（水利用看板）

最近、水利用を始められた方々につきましては、設置の準備をしておりますのでしばらくお待ちください。

◆設置していない場合は盗水と勘違いされる場合もあります

◎水利用している土地を変更したいとき（給水移動申請書）

※移動（条件あり）
・給水開始1年以上経過していること
・変更する畑の面積が、変更前の面積と同等面積（面積減の場合は1割以内）であること

◎水利用している畑に変更が生じたとき（給水変更申請書）

⑴普通畑からハウスへ変更したとき
⑵ハウスを撤去して普通畑になったとき
⑶ハウスの増築又は撤去したとき
⑷水利用している土地の面積・利用者等に変更があったとき（一部が道路になった 等）

◎水利用を休止したいとき（給水休止申請書）

※休止（条件あり）
・高齢及び病気等のため営農を続行することが困難となった場合
・農地の利用権設定（賃借）の契約解除や契約期間の満了により更新をおこなわない場合

※申請書は曽於南部土地改良区のホームページからダウンロードできます。
https://soonanbu-lid.site.kagoshima.jp

ご注意！　曽於南部畑かんの水は、次のことには利用できません


畑で水稲を栽培すること


畜舎の洗浄、冷房、家畜の飲用水



※『何でもかんでも使うことができないのね』

これらで利用するための水利権が認められていないため、曽於南部畑かんの水は、農作物のかん水、茶の防霜以外の用途で利用することはできません。（写真は本文と関係ありません）



※『ないごてけ』は『どうしてかな』の意味

水圧不足は、圧力調整弁の作動不良が原因かも！

圧力調整弁は、散水圧を一定に保つための器具です。
長期使用により内部の動きが悪くなり散水に不具合が生じることがあります。

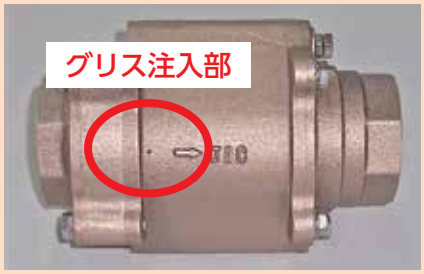

●日常のメンテナンスについて

・圧力調整弁は定期的にグリスを補給する必要があります。
・使用するグリスは、ゴムや樹脂に悪影響を与えないシリコングリスが推奨されています。
・圧力調整弁が動いていないと感じたら、給水栓のハンドルで水を止め、グリスを注入し、ハンドルの開け閉めを繰り返してください。

●メーカーによるメンテナンスについて

写真の製品を10年以上ご使用の方はメーカーによるメンテナンスをおすすめしています。

費用：作業費　１台3,500円
（税込3,850円）

※交換部品が必要な場合は別途請求。

メンテナンスのご依頼、ご不明な点などございましたら、土地改良区もしくは下記連絡先にお問合せください。

ヤンマーアグリジャパン㈱
九州支社 アグリプラント部
（旧共立イリゲート㈱）
TEL：096-378-8153
担当：日髙さん



※茶防霜施設の作業費について



電磁弁が２つある装置の場合、圧力調整弁のメンテナンス費用は5,000円（税込5,500円）となりますのでご注意ください。



※『さだっ』は『夕立』の意味

今年の夏は、猛暑に加え雨が降りませんでしたね。
「畑かんがあって良かった！」とのお言葉をいただいております。

散水については、無駄のないよう
適切な水使用をお願いいたします

水量がどんどん増える → ポンプの運転時間も増える → 電気代は上昇中！

ダムの水位は下がる一方
雨が降らないのでダムに貯水できない

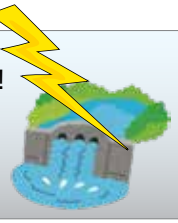

ダムの貯水は水利権により使える水量が定められています。

ダムの貯水率は、８月中旬において90％台となっておりますが、使用水量の増加により著しくダムの貯水率が低下する場合は、取水制限等の措置をとる場合があります。

おじゃましま～す!! 総集編

曽於南部土地改良区設立20周年ということで、これまでの『おじゃましま～す』を掲載いたします。

『おじゃましま～す』は、水利用をしていただいている方の畑に伺い、栽培の様子や畑かんの利用等についてインタビューをおこなってまいりました。

詳細はホームページをご覧ください。
https://soonanbu-lid.site.kagoshima.jp/

平成23年




曽於郡大崎町永吉
田畑 勝弘さん
作物（当時）：甘藷（約８ha）

平成25年




志布志市有明町蓬原
山倉 淳男・ミエさんご夫妻
作物（当時）：胡椒花（ハウス3棟（約20ａ））

平成26年




鹿屋市輝北町諏訪原
満永 良己・クミエさんご夫妻
作物（当時）：ゴボウ（約150ａ）、大根（100ａ）
甘藷（80ａ）、じゃがいも（90ａ）

平成27年




曽於郡大崎町野方
入部 昭和・美智子さんご夫妻
作物（当時）：パッションフルーツ（10ａ）
ゴーヤ、ナス（20ａ）

平成28年




志布志市有明町原田
徳永 一郎・順子さんご夫妻
作物（当時）：茶

平成29年




志布志市有明町野神
立根 マツ子さん
作物（当時）：キャベツ（約３ha）

平成30年




曽於郡大崎町野方
冨吉 民哉さん
作物（当時）：じゃがいも、甘藷
ゴボウ、にんじん、大根
（栽培作物全体での総作付け面積50ha）

令和元年




鹿屋市輝北町諏訪原
有田 浩二さんご家族
作物（当時）：茶、生姜、サラダゴボウ、大根

令和２年




曽於郡大崎町永吉で水利用
池之上 正浩さん
作物（当時）：大根、甘藷
里芋、生姜

令和３年




曽於郡大崎町永吉
新西 勝さん
作物（当時）：リュウノヒゲ（25ａ）

令和４年




志布志市有明町伊﨑田
宮脇 茂樹さん
作物（当時）：イチゴ（ハウス（52ａ））

令和６年




JAあおぞら農業協同組合
園芸農産課
新しい作物への取組み紹介：畑ワサビ

令和７年




志布志市有明町で水利用
牧 智哉さん
作物（当時）：ピーマン（ハウス（26ａ））春・冬
ナス（露地（26ａ））夏
ピーマン（露地（20ａ））夏

皆様、お忙しい中ご協力ありがとうございました。

●土地改良施設のボランティア活動●

（県測量設計協会のみなさま）ダム周辺のゴミ拾いをしていただきました。ありがとうございました。





組合員資格の得喪について

土地改良区の組合員は、『土地改良区の地区内にある土地につき自作地では所有者（＝耕作者）、貸借地では耕作者（農業委員会の承認を得れば所有者）が組合員となる』と定義されています。

◎組合員資格が変更になった場合には、土地改良法第43条第１項により、土地改良区へ届け出るように義務付けられています。

組合員資格の変更には次のような場合があります。

●組合員の死亡

●農地の全部又は一部を経営移譲・相続・売買・贈与・貸借契約等をしたとき

※このような場合は、組合員資格得喪通知書を土地改良区へ提出してください。

給水栓や埋設管の破損が多発‼

事故を防ぐために適切な時期の草刈りや給水栓の位置確認、圃場内埋設管の確認をお願いします。
また、給水栓のある場所にパイロンや棒などの目印を立てるのも効果的です。
給水栓の位置や圃場内埋設管の確認は、土地改良区へお問い合わせください。



給水栓破損



埋設管破損



給水栓（目印）

**畑かん施設の破損事故を起こした場合修理代は
全額原因者（事故を起こされた方）の負担となります。**

給水栓や道路からの漏水を発見した場合は、土地改良区にご連絡ください。
職員が**３６５日２４時間体制**で対応しています。
夜間、休日は、当番職員の携帯電話に転送されますので、転送アナウンスが流れるまでお待ちください。

曽於南部土地改良区　　ＴＥＬ：(099)471-0171

後記

まだまだ暑い日が続いていますね。
今年は、記録的な高温と少雨が問題となりました。
少雨は作物の生育に影響を与えてしまいます。
そのような時は、天候に左右されず農作物の収量増と品質向上にも繋がる畑かんを活用してみてはいかがでしょうか。
ぜひご検討ください。

